

## No.14 交渉会派の人数の変更及び規定について

### 【提案趣旨】

議会運営委員会に選出できる会派所属議員数を5人から3人に変更し、その旨を規則等に規定することとしてはどうか。

### 【関係規定】

#### 地方自治法第109条（抜粋）

- 1 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- 2 略
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
  - 一 議会の運営に関する事項
  - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - 三 議長の諮問に関する事項
- 4～8 略
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

#### 委員会条例第4条

- 1 議会に議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。
- 3 略

#### 先例220

議会運営委員会は、各会派から選出される委員をもって構成するものとし、選出する委員の数は、次のとおりとする。

所属議員	5人～9人	1人
同	10人～14人	2人
同	15人以上	3人（定限）